

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【公表番号】特表2018-512406(P2018-512406A)

【公表日】平成30年5月17日(2018.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2018-018

【出願番号】特願2017-548980(P2017-548980)

【国際特許分類】

C 07 C	39/15	(2006.01)
C 07 C	215/48	(2006.01)
C 07 C	239/20	(2006.01)
C 07 C	59/52	(2006.01)
C 07 D	233/72	(2006.01)
C 07 D	233/78	(2006.01)
A 61 K	31/4166	(2006.01)
A 61 K	31/137	(2006.01)
C 07 D	207/408	(2006.01)
A 61 K	31/4015	(2006.01)
A 61 K	31/131	(2006.01)
A 61 K	31/192	(2006.01)
C 07 D	207/26	(2006.01)
C 07 D	207/38	(2006.01)
C 07 D	207/444	(2006.01)
C 07 D	261/14	(2006.01)
A 61 K	31/421	(2006.01)
A 61 K	31/42	(2006.01)
C 07 D	263/38	(2006.01)
C 07 D	263/44	(2006.01)
A 61 K	31/065	(2006.01)
A 61 P	9/00	(2006.01)
A 61 P	13/12	(2006.01)
A 61 P	21/00	(2006.01)
A 61 P	1/16	(2006.01)
A 61 P	3/06	(2006.01)
A 61 P	43/00	(2006.01)

【F I】

C 07 C	39/15	C S P
C 07 C	215/48	
C 07 C	239/20	
C 07 C	59/52	
C 07 D	233/72	
C 07 D	233/78	
A 61 K	31/4166	
A 61 K	31/137	
C 07 D	207/408	
A 61 K	31/4015	
A 61 K	31/131	
A 61 K	31/192	
C 07 D	207/26	

C 0 7 D	207/38
C 0 7 D	207/444
C 0 7 D	261/14
A 6 1 K	31/421
A 6 1 K	31/42
C 0 7 D	263/38
C 0 7 D	263/44
A 6 1 K	31/065
A 6 1 P	9/00
A 6 1 P	13/12
A 6 1 P	21/00
A 6 1 P	1/16
A 6 1 P	3/06
A 6 1 P	43/00 1 0 7

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

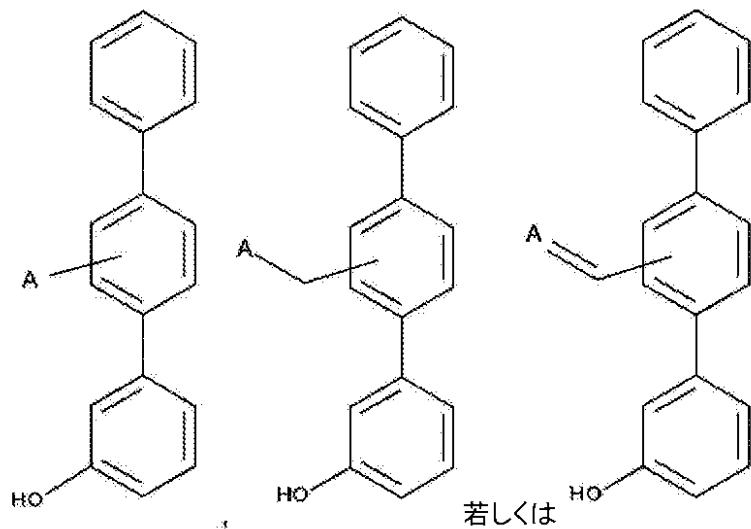
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式:

【化1】



[式中、

Aは、場合により置換された飽和、部分飽和、若しくは不飽和5員若しくは6員ヘテロシクリル、場合により置換されたC₁～₆アルコキシリルアミン、場合により置換されたC₁～₆アルキルアミン、場合により置換されたC₀～₆アルキルカルボン酸、場合により置換されたC₁～₆アルキルヒドロキシリル、場合により置換された飽和若しくは不飽和C₀～₆アルキル二環式ヘテロシクリル、及び場合により置換された飽和若しくは不飽和C₁～₆アルコキシリル二環式ヘテロシクリルから選択される]の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項2】

前記飽和、部分飽和、又は不飽和5員又は6員ヘテロシクリルが、1つ以上のオキソ、C₁~₆アルキル、アミノ、ヒドロキシリル、又はハロ置換基で場合により置換されたN、S、又はOのうちの1つ以上を含有する、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項3】

前記飽和、部分飽和、又は不飽和5員又は6員ヘテロシクリルが、1つ以上のオキソ、C₁~₆アルキル、アミノ、ヒドロキシリル、又はハロ置換基で場合により置換されたピロリル、ピラゾリル、イミダゾリル、トリアゾリル、イミダゾリジニル、ピロリジニル、ピロリジニリデン、ジヒドロピロリル、イソオキサゾリル、ジヒドロオキサゾリル、イソオキサゾリジニル、オキサゾリジニル、及びオキサゾリルから選択される、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項4】

前記C₁~₆アルコキシリルアミンがアミノオキシメチルである、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項5】

前記C₁~₆アルキルアミンが、C₁~₆アルキル、C₁~₆ハロアルキル、ヒドロキシリル、又はハロ、好ましくは一置換、二置換、若しくは三置換ハロアルキル、最も好ましくはトリフルオロメタンのうちの1つ以上で場合により置換されている、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項6】

前記C₀~₆アルキルカルボン酸がカルボン酸である、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項7】

前記C₁~₆アルキルヒドロキシリルがメチルヒドロキシリルである、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項8】

前記C₀~₆アルキル二環式ヘテロシクリルが、1つ以上のオキソ、好ましくはジオキソで場合により置換されたインドリル、イソインドリル、インソリニル、及びイソインドリニルから選択される、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

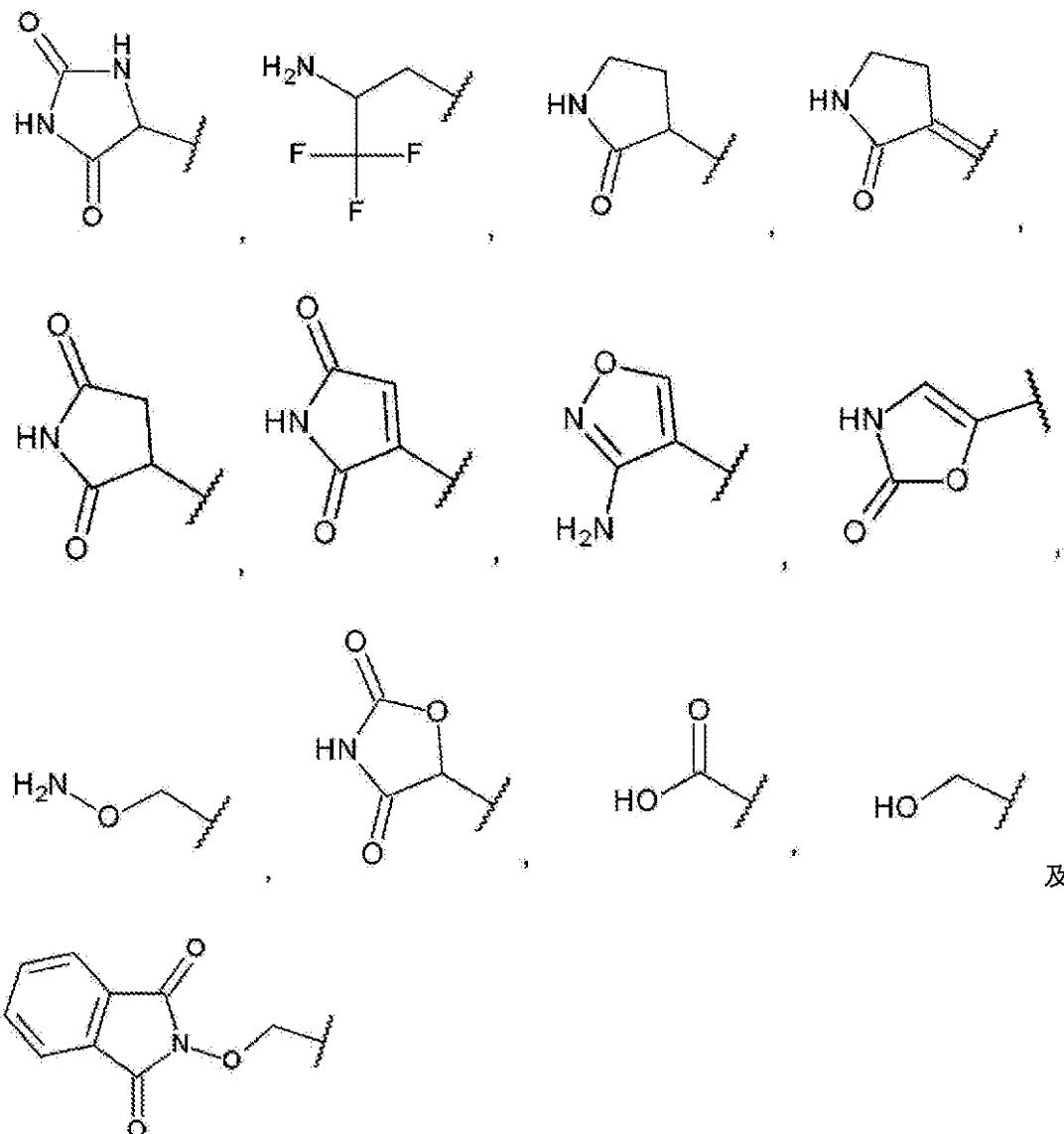
【請求項9】

前記C₁~₆アルコキシリル二環式ヘテロシクリルが、1つ以上のオキソで場合により置換されたインドリル、イソインドリル、インソリニル、及びイソインドリニルから選択され、前記C₁~₆アルコキシリルがメトキシ又はエトキシである、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項10】

Aが、

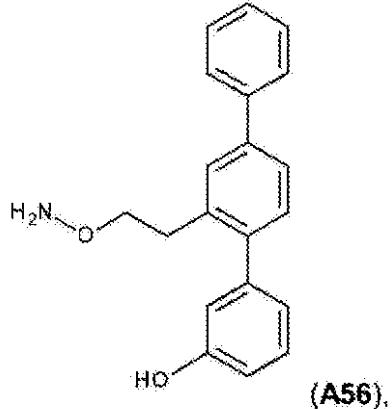
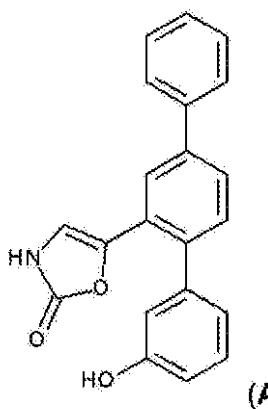
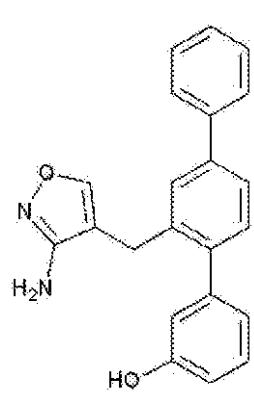
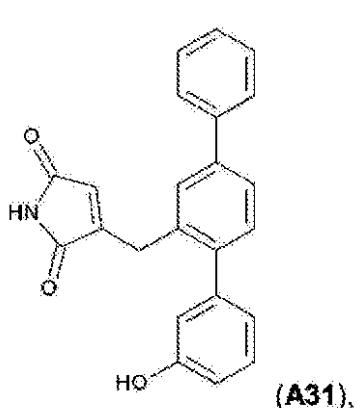
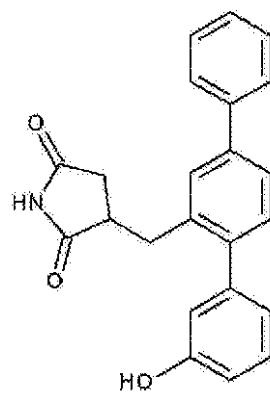
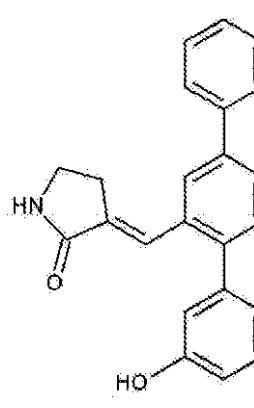
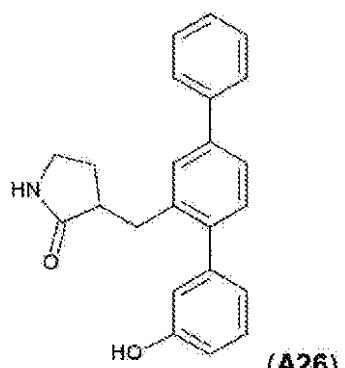
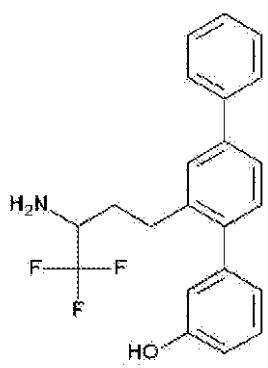
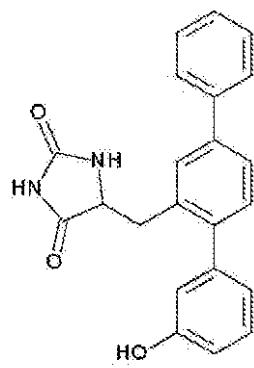
【化 2】

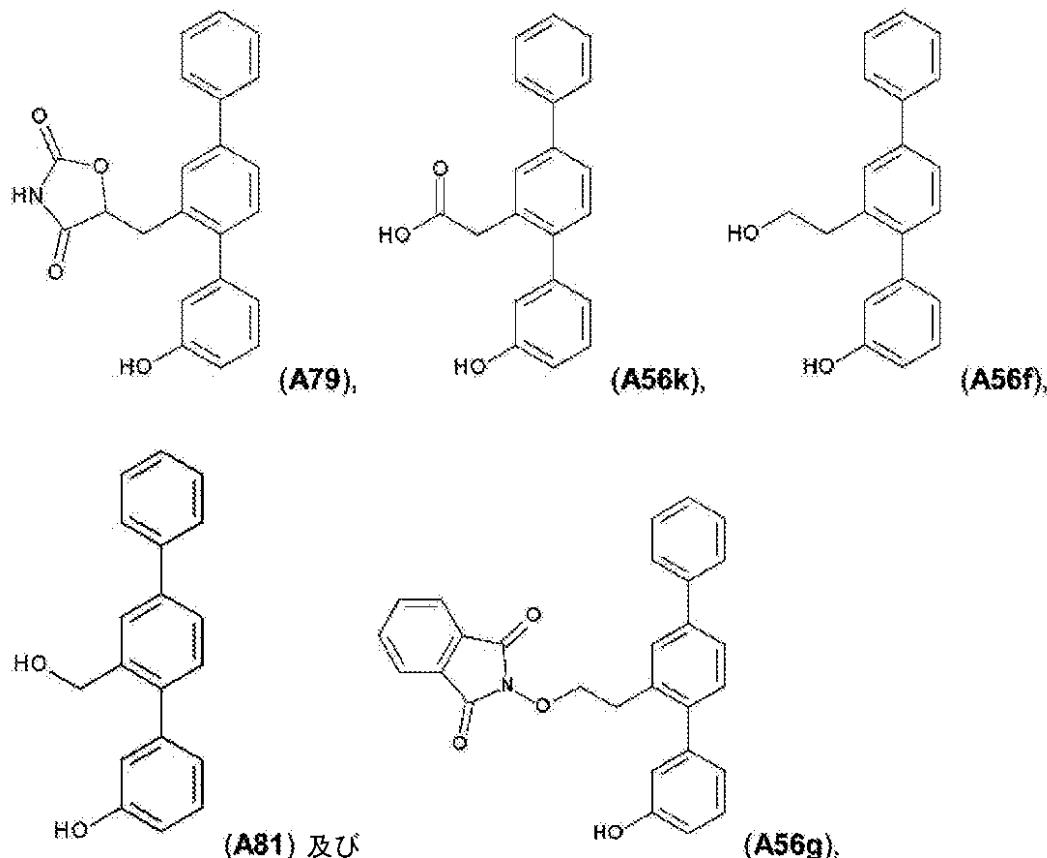


から選択される、請求項1に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項 11】

【化 3】





からなる群から選択される、請求項1から10のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物。

【請求項12】

請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物、及び薬学的に許容される賦形剤を含む医薬組成物。

【請求項13】

請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物を含む、線維症の予防的又は治療的処置のための医薬組成物。

【請求項14】

前記処置が、線維症の進行を予防、軽減、又は遅延する、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記処置が既存の線維症を軽減する、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記処置が正常な組織構造を回復させる、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項17】

前記線維症が、心筋線維症、腎線維症、及び/又は肝線維症である、請求項13から15のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項18】

線維症の処置のための医薬を製造するための、請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物の使用。

【請求項19】

前記医薬が線維症の進行を予防、軽減、又は遅延する、請求項18に記載の使用。

【請求項20】

前記医薬が既存の線維症を軽減する、請求項18に記載の使用。

【請求項21】

前記医薬が正常な組織構造を回復させる、請求項18に記載の使用。

【請求項22】

前記線維症が、心筋線維症、腎線維症、及び/又は肝線維症である、請求項18から20のいずれか一項に記載の使用。

【請求項23】

請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物を含む、肝臓における脂肪蓄積を予防、軽減、又は遅延するための医薬組成物。

【請求項24】

請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物を含む、腎尿細管細胞死を予防、軽減、又は遅延するための医薬組成物。

【請求項25】

請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物を含む、正常な組織構造を回復させるための医薬組成物。

【請求項26】

肝臓における脂肪蓄積を予防、軽減、又は遅延するための医薬を製造するための、請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物の使用。

【請求項27】

腎尿細管細胞死を予防、軽減、又は遅延するための医薬を製造するための、請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物の使用。

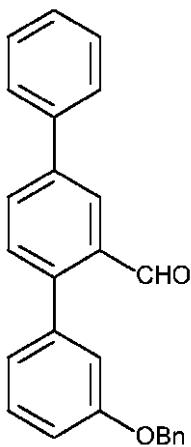
【請求項28】

正常な組織構造を回復するための医薬を製造するための、請求項1から11のいずれか一項に記載の化合物、又はその薬理学的に許容される塩、立体異性体、ジアステレオマー、エナンチオマー、ラセミ体、水和物、若しくは溶媒和物の使用。

【請求項29】

式

【化4】



の化合物。